

平成29年 No.39

○東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

他の規程との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 9 月 27 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 9 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第28号

東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学外国人研究生規程（平成 3 年規程第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について

改正理由：他の規程との用語の統一に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (<u>入学資格</u>) 第3条 学部外国人研究生の<u>入学資格</u>は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するものとする。 (1) 学士の学位を有する者 (2) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者 2 大学院外国人研究生の<u>入学資格</u>は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当するものとする。 (1) 修士の学位を有する者 (2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条ただし書きの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成29年9月28日から施行する。</u>	〔省略〕 (<u>出願資格</u>) 第3条 学部外国人研究生の<u>出願資格</u>は、次の各号の<u>1</u>に該当するものとする。 (1) 学士の学位を有する者<u>又は取得見込みの者</u> (2) その他大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者 2 大学院外国人研究生の<u>出願資格</u>は、次の各号の<u>1</u>に該当するものとする。 (1) 修士の学位を有する者<u>又は取得見込みの者</u> (2) その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条ただし書きの規定により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者 〔省略〕